

【別添】

土 技 第 1 1 7 号

平成28年 4月26日

関係各課（所）長 殿

土木建築部長

（公印省略）

土木建築部発注工事における土木工事施工管理基準(案)(品質管理)及び
公共建築工事標準仕様書(品質管理)の取扱いについて（通知）

みだしのことについて、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度で登録されている試験所にて登録区分の品質管理試験を行う場合は、下記のとおり取扱うものとする。

本通知は、平成28年5月2日以降行う試験より適用する。

記

1 試験の取扱： 原則立会は不要

なお、登録試験所における登録区分以外の試験、または登録試験所以外で試験を実施する場合は、受注者が臨場し監督員等が立会うこと。

2 対象試験所： 平成28年4月現在の登録試験所（土木・建築分野）

- ・ 沖縄県生コンクリート工業組合 中南部地区共同試験所
（登録番号：110314JP）
- ・ 沖縄県生コンクリート工業組合 北部地区共同試験所
（登録番号：110315JP）
- ・ (一財)沖縄県建設技術センター 試験研究部 試験研究班
（登録番号：130344JP）

3 そ の 他： 常に最新の登録状況を確認すること。

【問合せ先】

技術・建設業課 技術管理班

T E L：098-866-2374

E-mail：aa060119@pref.okinawa.lg.jp